

北上市告示甲第135号

北上市私立幼稚園給食費給付事業実施要綱（令和元年北上市告示甲第18号）の一部を次のように改正し、令和7年度分の給付金から適用する。

令和7年8月6日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前

(給付金の額)

第5 給付金の額は、子ども1人当たり月額4,800円を限度とする。

様式第3号（第10関係）

[略]

徴収月	月分				月分				月分				左記 cの合計
	園児名	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と <u>4,800円</u> を比較し、少ない額 c	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と <u>4,800円</u> を比較し、少ない額 c	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と <u>4,800円</u> を比較し、少ない額 c			

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

改正後

(補助金の額)

第5 給付金の額は、子ども1人当たり月額4,900円を限度とする。

様式第3号（第10関係）

[略]

徴収月	月分				月分				月分				左記 cの合計
	園児名	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と <u>4,900円</u> を比較し、少ない額 c	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と <u>4,900円</u> を比較し、少ない額 c	給食費 a	aのうち副食費 b	bの免除（減免）実績額と <u>4,900円</u> を比較し、少ない額 c			

[略]

[略]